

中災防発総務第293号-3  
平成29年11月20日

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会  
会長 吉識 晴夫 様

中央労働災害防止協会  
理事長 八牧 暢行



平成29年度安全衛生教育促進運動の実施に伴う協力をお願いについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当協会におきましては、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育の重要性を改めて認識し、特に法定の安全衛生教育等の実施を促進するため、平成25年度から「安全衛生教育促進運動」を主唱しておりますが、本年度は、別添の「平成29年度安全衛生教育促進運動実施要領」に基づき、平成29年12月1日から平成30年4月30日までを実施期間として、実施することといたしました。

本年度の本運動につきましては、国の「第12次労働災害防止計画」及び「安全衛生教育等推進要綱」（平成28年10月12日付け基発1012第1号）の趣旨を踏まえ、厚生労働省の後援、並びに労働災害防止協会4団体、都道府県労働基準協会等48団体及び安全衛生関係団体18団体の協賛の下、積極的な取組みを行うこととしております。

特に、本年は死亡災害が急増する中で、厚生労働省から「死亡災害撲滅に向けた緊急要請」がなされ、安全衛生教育の徹底が例年以上に強く求められております。

つきましては、貴団体傘下の会員等に対する本運動の周知・広報など格段のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本運動の周知を図るため、普及啓発用リーフレットを制作し送付させていただきますので、ご活用くださいますよう併せてお願い申し上げます。

連絡先：総務部広報課

TEL 03-3452-6449

FAX 03-3453-8034

E-mail: koho@jisha.or.jp

## 平成29年度安全衛生教育促進運動実施要領

### 1 趣旨

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、特に法定事項の実施を促進するため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主唱し、実施している運動である。

わが国の労働災害は、関係者のたゆまぬ努力により長期的に減少し、平成28年は死亡者数が過去最少となったが、製造業における死亡者数は前年を大幅に上回り、第三次産業や中小企業における死傷者数の増加に歯止めがかからないなど、依然として予断を許さない状況にある。また、労働者の健康状態を把握し、メンタルヘルス不調に陥る前に対処する必要性や、化学物質のリスクを事前に察知して対応する必要性が高まるなど、昨今の労働安全衛生を取り巻く環境は大きく変化しており、企業が対処すべき課題は山積している。

こうした中、平成28年10月に、第三次産業や製造業における災害増加、メンタルヘルス対策や化学物質のリスクアセスメントの推進の重要性等を踏まえた安全衛生教育推進要綱の改正が行われ、安全衛生教育・研修の対象者に安全推進者、荷役災害防止担当者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などが追加されたほか、安全衛生教育・研修の種類が充実等が図られた。

各事業場においては、引き続き安全衛生活動に適時・適切に取り組むためには、安全衛生教育・研修について、新たな安全衛生教育等推進要綱を踏まえ、その実施体制・内容を一層充実させるとともに、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など、教育・研修の対象が増える年度初めに向けて計画的に準備を進め、着実に実施することが必要である。

これらの状況を踏まえ、本年度の安全衛生教育促進運動は、

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

を標語として展開することとする。

### 2 実施期間

平成29年12月1日から平成30年4月30日までとする。

### 3 運動標語

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

### 4 主唱者

中央労働災害防止協会

## 5 後援

厚生労働省

## 6 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会

## 7 実施者

各事業場

## 8 主唱者の実施事項

主唱者は、次の事項を実施する。

- (1) 機関誌、Webサイト等、さまざまな媒体を通じての広報
- (2) リーフレット等の制作および配布
- (3) 「安全衛生教育実施チェックリスト」の本運動実施期間中の集中的な配布
- (4) 「安全衛生教育相談窓口」の設置および安全衛生教育相談への集中的な対応
- (5) ポスター等の掲示
- (6) 安全衛生関係団体等に対する協力依頼
- (7) 事業者団体、中小企業団体、経営者団体等を通じた、本運動の事業場への周知
- (8) その他、安全衛生教育に関する事業場への支援・協力

## 9 協賛者の実施事項

協賛者は、次の事項を実施する。

- (1) 機関誌等を通じた、関係団体や事業場等への周知・広報
- (2) 安全衛生教育に関しての事業場への支援・協力
- (3) その他、本運動の推進に関わる事項

## 10 実施者の実施事項

各事業場は、特に次の事項を実施する。

- (1) 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
- (2) 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- (3) 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
- (4) 法定教育等の徹底
  - ア 新入社員（パート・アルバイト、派遣労働者を含む）に対する雇入れ時教育
  - イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
  - ウ 特別教育を必要とする危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育
  - エ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育
  - オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
  - カ 安全衛生業務従事者（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等）を選任・配置するための教育等
  - キ 危険有害業務従事者への教育、安全衛生業務従事者への能力向上教育
  - ク 健康の保持増進を図るための健康教育
  - ケ これらに準じた安全衛生水準の向上に資する教育・研修
- (5) 法定教育以外の教育等の充実
  - ア 労働安全衛生マネジメントシステム担当者への教育
  - イ 化学物質管理者教育
  - ウ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成するための専門教育
  - エ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスケア推進のための教育・研修
  - オ 経営トップ等に対する安全衛生セミナー
  - カ 管理職に対する安全衛生教育
- (6) 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施
- (7) 資格又は特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資格又は特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進
- (8) 危険体感教育や、日々の危険感受性を向上させる教育等の活用

平成29年度

2017年12月1日 ▶ 2018年4月30日

# 安全衛生教育促進運動

## 事業主の皆さん!

労働安全衛生法により  
雇入れ時教育・職長等教育・技能講習・特別教育などが  
義務づけられています。



### 安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会(中災防)が主唱し、厚生労働省後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)等及び全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は、最終年度である第12次労働災害防止計画や、国の「安全衛生教育等推進要綱」(平成28年10月12日付け基発1012第1号)の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

# 正しい知識で 職場を安全・健康に!

平成28年に前年を上回った休業4日以上之死傷者数は、平成29年も減少傾向がみられず、増加の一途をたどる業種もあるなど、厳しい状況となっています。死亡災害が夏場に急増したことを受け、厚生労働省は9月に労働災害防止団体や関係事業者団体に対し、職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請を行いました。

その中では、職場内の安全衛生活動の総点検の実施や事業場の安全管理体制の充実とともに、**効果的な安全衛生教育の実施**が求められています。

**雇入れ時教育** ・ **職長等教育** ・ **作業内容変更時教育** ・ **特別教育**  
等の徹底や **就業制限業務に係る資格取得** は労働安全衛生法で **義務付け**  
られており、労働災害を防止するうえで大変重要です。



技能講習・  
特別教育が  
必要な業務を  
知りたい!

テキストは  
どこで  
買えるの?

安全衛生教育の  
実施状況が  
確認できる  
チェックリストが  
ほしい!

技能講習や  
特別教育は  
どこで実施  
していますか?

安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら  [安全衛生教育促進運動](#) で [検索](#) 

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296 メール [koho@jisha.or.jp](mailto:koho@jisha.or.jp)

## 協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会